

平成 3 1 年

亀山市教育委員会 3 月定例会会議録

## 亀山市教育委員会 3 月定例会会議録

### 1. 日 時

平成31年3月22日（金）午前9時開会

### 2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

### 3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	太 田 淳 子
2 番委員	若 林 喜美代
3 番委員	大 萱 宗 靖
4 番委員	宮 村 由 久

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 議事参与者

教育部長	草 川 吉 次
教育総務課長（以下総務課長という。）	原 田 和 伸
学校教育課長（以下学校課長という。）	西 口 昌 毅
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	亀 山 隆
図書館長	井 上 香代子
まちなみ文化財グループ副参事（以下まち副参事）	山 口 昌 直
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	高 宮 綾 子
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	西 田 浩 司
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	平 野 朋 希
生涯学習課社会教育グループリーダー（以下生社GLという）	小 坂 博 文
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	草 川 正 富
教育総務課教育総務グループ主査（書記）	西 口 幸 伸

## 6. 会議録署名者指名

2番委員（若 林 喜美代 委員）

3番委員（大 萱 宗 靖 委員）

## 7. 教育長報告

教育長 22日は市が公共施設として図書館が駅前に移転することから亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発地区組合設立会に招かれて、参加した。

25日から3月議会が開会された。鈴鹿大学、鈴鹿短期大学と連携協定を結んでおり、同日その連携協議会を開催した。学長も参加され、来年度以降も鈴鹿大学・短大と連携した事業や人の交流を進めていく。

27日の文化財保護審議会は、本日の議題でもあるが、文化財の指定について挨拶を行った。

いじめ調査委員会では、事案の審議を行った。

3月1日は、亀山高等学校の卒業式、文化会館運営委員会に出席した。学校との連携として、文化会館が招く、例えば合唱部門の先生等を学校部門にもゲストティーチャーとして招いて指導していただくこととなった。

4日、杉の子支援学校石薬師分校の卒業式に出席した。

6日から市議会代表質問等が始まったが、主な内容は後ほど教育部長より紹介してもらおう。

8日、学校問題調査検討委員会ということで、学校を中心に起きている諸課題に専門的な分野からアドバイスをもらうという会議だったが、現在複数件の文書の開示請求が出ており、その適切な対応等について弁護士の先生から意見を伺った。

10日、川崎小学校の竣工式には、各委員の出席に感謝する。

市民大学プレ講座は、60人以上の参加者を得て、市民大学の意義、どのような市民大学を展開するかのワークショップを加えて学習した。

19日の幼稚園卒園式、20日の小学校卒業式、各委員の出席に感謝する。

本日は年度末の主に人事関係の臨時経営会議、2名の研修員の

報告会が予定されている。

以上、質問ありましたらお願いします。

若林委員 鈴鹿大学や短期大学部との連携で事業や人の交流とは具体的に  
どういうことをしているのか。

参事生課長 市民大学の関係で、鈴鹿大学の高見准教授に委員として入って  
いただいて、来年度はコミュニティビジネスを中心とした講座を  
担っていただく調整をしています。

従来から行っている家庭教育の分野の出前講座で鈴鹿大学の先  
生方に来ていただいており、引き続きお願いしています。

学校課長 つなぐ育ち研修会での講師派遣や英語キャンプへの学生や教員  
の派遣に協力していただいています。また、食育の分野では減塩  
教育に関する実態のアンケートを実施して、パンフレットを配布  
する予定をしている。

宮村委員 学校問題調査検討委員会は定期的な開催か、随時か。

教育長 随時である。

(質問はなく、教育長報告を終わる。)

## 8. 議事

教育長 議案第7号「人事案件について」を上程し、事務局の説明を求め  
る。

教育部長 議案第7号「人事案件について」は人事に関する案件のため、  
公開、非公開について、お諮りください。

教育長 議案第7号は、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織  
及び運営に関する法律第14条第7項但書に基づき、各委員に諮  
ることとする。非公開としてよいか。

(全委員異議なし)

教育長 議案第7号「人事案件について」は非公開とする。関係職員以  
外は退室を願う。

(関係職員以外退室)

《非公開》

(議案第7号は可決される。)

(退室した職員入室)

教育長 議案第8号「亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第8号「亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」は、亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が平成31年3月31日に満了となるため、学校保健安全法第23条の規定に基づき、別紙名簿の者を平成31年4月1日付けで亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に委嘱することについて、委員会の議決を求めます。詳細は、教育総務課長がします。

総務課長 井田川小学校の学校医が変わっています。医療センターの人事に伴い、山本医師に変更になっています。

(質問はなく、議案第8号は可決される。)

教育長 議案第9号「亀山市学校運営協議会を設置する学校の認定について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第9号「亀山市学校運営協議会を設置する学校の認定について」は、亀山市学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、亀山市立亀山南小学校を平成31年4月1日付けで、亀山市学校運営協議会を設置する学校に認定することについて、委員会の議決を求めます。詳細は、学校教育課長が説明します。

学校課長 会則、年間活動の計画、委員名簿をご覧ください。

会則については亀山市の学校運営協議会規則に基づき作成されております。

年間の活動計画が記載されていますが、4月23日に立上式を行う予定です。

委員名簿に記載の方が委員になられます。

太田委員 6ページの趣旨の「保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営をする」が正しいと思うが、次の関小学校では「亀山市教育委員会及び校長の権限及び責任の下」とあるのは誤りか。

また、10ページの委員名簿の中に中学の校長先生が入っていないが、あえて外した経緯は何なのか。

会則の任期で、「平成」とする理由は何か。今から作るのであれば西暦で良いのではないか。

学校課長 6ページの記載は間違いではありません。そういう内容で学校

運営に参加していただきます。

12ページの関小学校の会則も誤りではありません。亀山市の学校運営協議会規則に同様の文言があります。

亀山南小学校は、中学の校長先生が入ってませんが、各学校の委員選出には差異があり、15名という枠で今回入っていないということで理解しています。

また、任期の平成33年の表記についてはごもっともですが、他の委嘱等の名簿についても同様に記載しており、新元号発表後に読み替えることにしています。

太田委員

大きな学校に目が行ってしまいがちだが、小規模校ほど手厚くする必要もあるとも考える。亀山南小学校の委員に中学校の校長先生が入って欲しかった。

こういう意見があったということとは伝えて欲しい。

学校課長

中学校と小学校の連携に留意して、今後進めて行きたい。

教育部長

元号の考え方は全体に関わることなので、事務局より説明します。

事務局

平成を使うことについて、新元号が発表されるのが4月1日なので、それまでに作成する公文書については平成を表記します。新元号が発表された後、新しい元号を活用します。

それまでに作成された公文書については新元号発表後に読み替えてもらう対応になります。

教育長

市役所全体で定められているのか。

事務局

亀山市の考え方はそうです。

大萱委員

委嘱状全てがそうなのか。

教育長

4月以降でも平成のままということか。

事務局

新元号発表までに作成された文書については平成です。

教育長

いつ作成したかが問題か。

事務局

はい。

教育長

以上の説明で宜しいですね。

大萱委員

コミュニティ・スクールに今回3校認定されたが、学校ごとに委員の決め方も違うが、それは地域の特色であって良いと思う。学校がスムーズにいくように委員の選定は、校長先生と十分に話し合っているのか。

学校課長

人選については、教育協議会等で十分な議論を経て、校長先生

から最終的に報告されます。

大萱委員 校長が交替する場合も引き継ぎができていいのか。亀山南小学校は替わるはずだ。

学校課長 引き継ぎはできています。

そもそもコミュニティ・スクールにはその設置により地域が学校運営に携わることで、教職員の異動等に左右されないそれぞれの地域に合った学校運営を目指すことが根底にあり、校長が交代しても学校運営が大きく変わるものではありません。

大萱委員 委員が吟味されているのであれば良いが、校長先生が替わると人間関係も変わるので、そこがしっかりしていれば良い。

教育長 校長が替わっても学校運営は変わらないというシステムが学校運営協議会である。

校長が学校方針を4月に提出するが、前校長としっかり詰めたものしか出ない。

大萱委員 地域の代表としか書いてない方がいるが、新しい校長とも関係を築けるのか。地域の代表とはどういう方なのか。

学校課長 地域の代表は、従前からボランティアで学校に関わっていただいていた方です。

大萱委員 3人の方しかボランティアはいないのか。

学校課長 他の委員区分の方でボランティアをしている方もいるかも知れませんが、委員の区分にするとボランティア活動をしている方が3人です。

大萱委員 選出理由が校長の意向が強いのなら、校長が替わっても上手くやって行けるのか心配だったが問題ないですね。

学校課長 問題ありません。

教育長 学校運営に資する活動をする者の最たるものが、学校のためにボランティア活動をしている方ではないか。放課後児童クラブの代表などは、委員の区分が違うのではないか。

学童をしている者でも地域の人でなければ委員区分は教育委員会が必要と認めるの者となるのではないか。

学事 GL 学校の選出の中で委員区分が決まっています。各委員がどの区分に該当するかは今後整理が必要であると思います。委員区分については修正、調整します。

教育長 今回修正の上、議決ということで良いですか。

学事 GL 事務局で修正をした上で議決を求めます。

教育長 5、9、10の方の委員区分は地域住民で良いのか。

学事 GL 地域住民とさせていただきます。

宮村委員 規約を見ても各委員区分の定数はない。合計が15名であればここでは各委員区分の方がそれぞれ入っているかの判断だけで良い。委員区分の整理は事務局でもらえば良い。  
それで本日議決で良いのではないか。  
(ほかに質問はなく、議案第9号は可決される。)

教育長 議案第10号「亀山市学校運営協議会を設置する学校の認定について」を上程し、事務局の説明を求めます。

教育部長 議案第10号「亀山市学校運営協議会を設置する学校の認定について」は、亀山市学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、亀山市立関小学校を平成31年4月1日付けで、亀山市学校運営協議会を設置する学校に認定することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細は学校教育課長から説明します。

学校課長 会則、活動計画、委員名簿をご覧ください。  
立上式は4月16日を予定しています。

若林委員 委員名簿に教育委員会が必要と認める者として、関中学校長があるが、学校からの意見なのか、教育委員会が求めたのか。

学校課長 学校からの意見に基づいています。

教育長 学校から提出された案に教育委員会は助言や指導はしなくて良いのか。  
また、備考に「教育協議会」とあるが、並行して残るのか。

学事 GL 「教育協議会」はなくなります。

教育長 事務局が委員区分を整理するというので良いか。教育委員会が必要と認める者については、理由を聞かれたら答えられなければならない。

宮村委員 学校運営委員会は地域の自主性に重きを置き、教育委員会が必要と認める者は限定的にすべきである。

太田委員 そうであれば関小学校の会則の中に「保護者や地域住民が一定の権限と責任」の文言がないといけないと思う。

大萱委員 それぞれの学校の運営協議会で一定の責任をもって運営されたら良いと思うが、亀山南小学校は会則に「教育委員会の責任の下



」がないので、このような委員区分になっているのだと思う。

どういふ方か分からない委員もいる。その辺はしっかり調査して欲しい。

教育長 立上式や第1回の総会で規則も承認される。会則2条を含め事務局で調整すること。

大萱委員 コミュニティ・スクールの中に学校運営協議会があるのか。

教育長 学校運営協議会を設置している学校がコミュニティ・スクールである。

大萱委員 コミュニティ・スクールの趣旨については教育委員会の関わりが大きいのか。

教育長 地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画するという趣旨である。

大萱委員 学校運営協議会の会則の雛形はどうなっているのか。

教育長 平成29年の法改正を受けて、学校運営協議会規則を改正して学校の運営に資する活動を行う者を必ず入れることとなった。

関係行政機関の職員と記載があるのは主に教育委員会の事務局の職員も入る可能性を残している。改正前までは必ず1人入っていた。

関小学校は、この規則の表現をそのまま活用している。

第3条にコミュニティ・スクールに認定するかの権限がある。

責任はコミュニティ・スクールを置こうとしている学校長等に意見を聞く、第16条に教育委員会は、委員の解任を規定しているところに、教育委員会の権限がある。

(ほかに質問はなく、議案第10号は可決される。)

教育長 議案第11号「亀山市学校運営協議会を設置する学校の認定について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第11号「亀山市学校運営協議会を設置する学校の認定について」は、亀山市学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、亀山市立関中学校を平成31年4月1日付けで、亀山市学校運営協議会を設置する学校に認定することについて、委員会の議決を求めます。詳細については学校教育課長が説明します。

学校課長 会則、活動計画案、委員名簿をご覧ください。

4月17日に立上式を予定しています。委員の区分等の調整は

させてもらうことになると思います。

太田委員 委員名簿の8の方は、「地域の住民」とあるのは「保護者」ではないか。

学校課長 確認します。

教育部長 11のCS事務補助員も併せて確認します。

教育長 それでいけないということはないと思う。

教育部長 事務局にその肩書で入るのは馴染まないと考えます。

教育長 他に同様の学校はないのか。

学校課長 白川小学校があたります。

教育長 委員の区分について事務局で調整願います。

若林委員 関町では加太小学校が最初にコミュニティ・スクールになり、今回関小学校、関中学校がなり、関中校区がコミュニティ・スクールになることで、どんな効果を期待しているか。

また、CS事務補助員が委員にも入っている学校と入っていない学校の差は何か。

学校課長 効果については地域の方々と校区が理念を共有して学校がより社会に開かれたものとなることです。

CS事務補助員は、亀山南小学校、関小学校に名前はあがっていませんが、全ての学校に配置されます。

若林委員 効果についてもう少し具体的にお願いします。

教育長 そもそも、全ての学校に学校運営協議会を置くように定めた法律がある。今回関町の3校がコミュニティ・スクールとなったがいずれ全ての学校もコミュニティ・スクールになると思う。

若林委員 設置することが目的化してしまい、実際にあまり変化が期待できないように感じる。

教育長 より一層、地域に信頼された学校づくりが進むものと期待している。特に、中学校は地域社会に開かれた交流が始まり、地域のまちづくりにも活用されると期待しています。

先日、昼生小学校の学校運営協議会の次期会長候補から意見交換の場がほしいとの要請があった。ぜひ実現させたい。

(ほかに質問はなく、議案第11号は可決される。)

教育長 議案第12号「亀山市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第12号「亀山市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部改正について」は、亀山市社会教育関係団体補助金交付要綱が平成31年3月31日に失効することから、新たに期間を延長するため、亀山市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正することについて、委員会の議決を求めます。詳細は、生涯学習課長より説明します。

参事生課長 関係4団体への補助金交付に関する要綱の一部改正です。今まで1年ごとに見直しをしていましたが、様々な計画の周期である3年ごとに改めるものです。

教育長 1年ごとを3年にした理由は何か。

参事生課長 計画の周期に合わせたものです。

(ほかに質問はなく、議案第12号は可決される。)

教育長 議案第13号「亀山市関宿重要伝統的建造物群保存地区保存計画の一部変更について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第13号「亀山市関宿重要伝統的建造物群保存地区保存計画の一部変更について」は、亀山市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第4項に基づき、亀山市関宿重要伝統的建造物群保存地区保存計画を変更することについて、委員会の議決を求めます。詳細は、まちなみ文化財グループ副参事より説明します。

まち副参事 4月1日から改正後の文化財保護法が施行されます。文化財の保存だけでなく活用についても強化されます。それを受け、「活用方法」、「保存地区活用のため必要な施設、設備並びに環境の整備」を追加します。

また、保存計画の中で福蔵寺書院を追加します。

宮村委員 文化財保護法は変化したのか。保存から活用もしていこうという傾向があるのか。

まち副参事 文化財保護法には保存と活用の2本柱がありますが、保存が主でした。今回の改正では、その点を明確にし、活用を明文化して本来の文化財保護の在り方を進めるものです。

教育長 福蔵寺書院を追加する理由は何か。

まち副参事 関宿においては希少な書院のある建造物です。宿場町と一体をなす構成であると認められて、特定されています。

教育長 これまで認められていなかった理由は何か。

まち副参事 主に街道に面した所を保護の対象として特定していましたが、残すべきものは残すという考えから、保護するに値する建物と特定しました。

(ほかに質問はなく、議案第13号は可決される。)

教育長 議案第14号「文化財の指定について(鈴鹿関跡出土品)」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第14号「文化財の指定について(鈴鹿関跡出土品)」は、亀山市文化財保護条例第4条第1項に基づき、市文化財として新たに指定することについて、委員会の議決を求めます。詳細は、まちなみ文化財グループ副参事が説明します

まち副参事 文化財の指定については、鈴鹿関跡出土品を一括指定したい。特筆すべきは観音山中腹から出土した重圏文軒丸瓦1点と城山南麓から出土した須恵器1点。それぞれ学術的価値は高く、指定を求めるものです。

(質問はなく、議案第14号は可決される。)

教育長 議案第15号「文化財の指定について(橘糸重自筆書簡 附橘糸重関連資料)」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第15号「文化財の指定について(橘糸重自筆書簡 附橘糸重関連資料)」は、亀山市文化財保護条例第4条第1項に基づき、市文化財として新たに指定することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細は、まちなみ文化財グループ副参事が説明します。

まち副参事 橘糸重は、明治後期から昭和初期に活躍した亀山出身の歌人及び音楽家です。指定理由は、故郷である亀山との繋がりが創作意欲を高めたものであることが分かる資料と判断されたためです。

若林委員 文化財の指定は、毎年一定の件数をしていくものなのか。指定の基準があるのか。

まち副参事 指定に値するものが発見されたら、それを調査し、その結果により指定するかどうかを検討します。指定の基準は、亀山市との関わりや歴史的な意義を基に判断します。

教育長 何部門等の区分はあるのか。

まち副参事 本件は有形文化財の歴史資料、先述の物は有形文化財の考古資

料として指定します。

(ほかに質問はなく、議案第15号は可決される。)

教育長 議案第16号「亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第16号「亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」は、亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の任期が平成31年3月31日付けで満了となるため、亀山市伝統的建造物群保存地区保存条例第13条第2項の規定に基づき、別紙名簿の者を亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員に平成31年4月1日付けで委嘱することについて、委員会の議決を求めます。詳細は、まちなみ文化財グループ副参事より説明します。

まち副参事 11名の方を委嘱するものであり、全ての方が再任です。

教育長 各人に承認は得ているのか。

まち副参事 各委員の内諾を得ております。

宮村委員 再任は何期までするのか。

まち副参事 条例上、何期までとの規定はありません。一般的には御本人の意思と事務局側の判断で変更もあります。

宮村委員 保存だけでなく、活用もあるので、新しい視点も必要と思う。

(ほかに質問はなく、議案第16号は可決される。)

## 9. 協議事項

教育長 協議事項1「平成31年度小中学校入学式及び幼稚園入園式告辞について」説明を求める。

(幼稚園入園式告辞事務局朗読)

若林委員 中段に幼稚園はどういう所かを表現しているが、幼稚園ではどんなことをするのかを触れた方がいいのではないかと。遊びを通じて心と体を作る場である、遊びを通して学びへ向かう力を培う場であるという表現をしてはどうか。

また、3歳の子どもにどれだけ語る力があるのかというのは疑問を感じる。この部分はお子さんの気持ちに寄り添うとか丁寧に子どもの様子を見守るとか具体的な行動を書くべきだと思う。初

- 学校の先生 初めての集団生活で「早寝、早起き、朝ご飯」は必要ではないか。  
 学校課長 ご指摘のとおり修正します。  
 (ほかに質問はなく、協議を終わる。)
- (小学校入学式告辞事務局朗読)
- 太田委員 国語や算数とか勉強ばかりの印象がある。体を動かすことを入れてはどうか。
- 学校の先生 幼稚園や保育園でなかった新しいことを表現していますが、検討します。  
 (ほかに質問はなく、協議を終わる。)
- (中学校入学式告辞事務局朗読)
- 太田委員 「生きていく必要があります」より「生きていかなければなりません」の表現の方がいい。また、「獲得」よりも「身に付ける」の方が良いのではないか。
- 若林委員 「そこで」からの文が長いので分けるべき。また、家庭が安らぎと温かい居場所となるような言い回しにしてほしい。
- 学校の先生 獲得などの表現は柔らかくします。
- 宮村委員 「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」が先程の卒業式の告辞にはなかったか。
- 学校の先生 ありませんでした。
- 教育長 一部修正後、事務局一任とします。  
 (ほかに質問はなく、協議を終わる。)

## 10. 報告事項

- 教育長 報告事項1「生徒指導について」説明を求める。  
 (学校課長詳細説明)
- 太田委員 不登校5人の内訳を教えてください。
- 学校の先生 3年生男子2人、5年生女子2人、6年生1人です。  
 中学生は1年生女子1人、2年生男子が2人です。
- 太田委員 3学期も終わるが、あとどのくらい増えそうか。
- 学校の先生 若干増えると思います。
- 教育長 不登校気味の子も累計して集計される時期ではある。

- 若林委員 ほとんど学校に行っていない不登校の子は何人いるのか。  
 学校課長 後ほど報告します。  
 (ほかに質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項2「亀山市青少年問題協議会委員の委嘱について」説明を求める。  
 (参事生課長詳細説明)
- 宮村委員 条例事項ですが、協議会の委員もあて職となっているのか。青少年問題なのに男性が多い。あて職だからと言って、女性が参画できるようにしないといけない。
- 参事生課長 名簿の区分のとおり市長が委嘱していますが、各組織からの推薦で男性となっています。男性でなくてはいけないという訳ではないが、働きかけはしていきたい。
- 教育長 市長の委嘱についても教育委員会に報告するのか。  
 参事生課長 事務局は生涯学習課で行っていますので、報告は必要になりません。
- 教育長 関係行政機関の職員については、女性をお願いすることもできると思う。是非ともお願いしたい。
- 参事生課長 必ず女性をととは言えないが、働きかけはしていきます。  
 教育部長 この区分の中で女性が入るよう各団体に積極的に働きかけを行います。  
 (ほかに質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項3「かめやまお茶の間10選(実践)(案)について」説明を求める。  
 (参事生課長詳細説明)
- 太田委員 クリアファイルなどを作成するのか。  
 参事生課長 いつでも見れるようにパンフレット等として配布予定です。  
 太田委員 「だんらん」という言葉が2回出て来る。  
 参事生課長 最終的にいずれに入れるかは検討中です。  
 若林委員 作成したのは誰なのか。( )の番号は何を意味しているのか。  
 参事生課長 市内の小中学校の保護者と亀山高校の生徒にお願いをして作成してもらいました。一覧の番号を( )に表示しています。  
 若林委員 提案はいくつ集まったのか。

- 参事生課長 900件程です。
- 宮村委員 多様な時代ですので、子育てが難しい家庭への配慮をしていただきたい。
- 参事生課長 その点は社会教育委員会でも議論されています。強制するものでなく、どんなことをサポートするかを提言しているものです。
- 教育長 誰から誰に提言するものなのか。
- 参事生課長 社会教育委員会から教育委員会に提言をして、広めていくものです。
- 太田委員 市民宣言のように、これも促していくのか。
- 参事生課長 周知するものであり、どうサポートするかを考えています。
- 教育長 是非、作成だけで終わらないようにしてほしい。掛川市視察が参考になっているものである。  
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項4「訪問型家庭教育支援事業の今後の見通しについて」説明を求める。  
(参事生課長詳細説明)
- 大萱委員 保護者が教育に興味がない家庭もあるが、そのような家庭の支援を考えると、この事業が有効であると思える。そのような家庭にどのように支援していくのかの考えを聞きたい。
- 参事生課長 寄り添う形をどう作るのかがスタートだと思っています。本市の福祉部門で展開している就学前からの訪問も含めて、特に不登校の情報が集約されています。課題を抱える家庭の状況も把握しています。窓口を子ども未来課に置き支援しています。学校や福祉部門の持つ情報をもとに何をするのは非常に難しく、他にNPO等の活動もありますし、学びの場にどう出てきてもらうかが課題であると思っています。
- 大萱委員 支援の届かない家庭にはどう対応していくのか。
- 参事生課長 出生から福祉部門で細かな対応をしていますので、支援が届かない状況はあまりありませんが、学びの場に出て来られない家庭に直接訪問型をとるのか、どういう方法で参加してもらうかを展開していきたい。参画しやすい環境作りを心掛ける。
- 大萱委員 参加する気がないのなら、直接家に行くべきだと思う。
- 教育長 文科省事業や先進市事例はやがて小学校に入学する家庭に訪問



して対応するモデルがある。これは入学前の家庭に全戸訪問する事業であるが、亀山市の場合は、福祉部門で小学校入学前に全戸訪問を実施しているので、福祉部門で状況を把握している。文科省事業で更に訪問するのはどれだけの効果があるのか疑問。これを新たに教育委員会の事業とするのは亀山市としては難しいと受け止めている。

大萱委員 本市は、すでにある程度できているということであれば、そこだけ訪問すれば良いのではないか。

教育長 既に行っているのに、更にするのは信頼関係作りから相当な時間と労力が掛かる。

参事生課長 他市の状況を見るとモデル校だけ実施しているなど制度として確立していない。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5「家庭教育出前講座のアンケート結果集計について」説明を求める。

(参事生課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項6「平成31年度における亀山市立図書館の臨時休館日について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

太田委員 10日間は出勤するのか。

図書館長 交替しながらの勤務となります。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項7「関図書館の管理運営について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

太田委員 市は1時間休憩となっているのか。労基法は45分であるが。

図書館長 市は条例で1時間休憩となっています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項8「図書館利用状況について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項9「亀山市ネコギギ保護指導委員会委員の委嘱について」説明を求める。

(まち副参事詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項10「亀山市鈴鹿関跡学術調査専門委員会委員の委嘱について」説明を求める。

(まち副参事詳細説明)

教育長 全員男性だが、女性委員の選出は難しいのか。

まち副 女性の先生をお願いしたこともあります。専門分野の女性が少なく、他市での委員兼務が多く辞退されたという状況です。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項11「工事及び委託事業の発注状況」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

大萱委員 工期が7月31日終了では遅いと思う。

総務課長 実際には7月から使用できます。

大萱委員 関小学校と加太小学校の音楽室はついているのか。

総務課長 ついています。

若林委員 財源はどうなっているのか。

総務課長 主に国の特例交付金と市債です。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項12「教育委員会行事報告及び予定表」説明を求める。

(総務課長、学校課長、参事生課長、図書館長及び子ども課長、まち副参事)

(質問はなく、報告を終わる。)

## 11. その他

教育部長 3月議会において11、12日は一般質問について答弁いたしました。

18、19日の予算決算委員会では、新たに配置するスクール

サポートスタッフについてや拡大配置される部活動指導員、また地域人材キラリについての質問をいただきました。

また、今回は予算議会ですので、平成31年度の予算についてと補正予算について、更に条例改正として鈴鹿峠自然の家の使用料、学校薬剤師の報酬改定についてを提案しています。

(質問はなく、報告を終わる。)

- 教育長 他にありますか。
- 太田委員 中学校の生徒で入学の子が減少していると聞くが、私立への進学が増えているのか。
- 学事 GL 今年度は私立への進学が増えているとのことですが
- 太田委員 私立へ行ける子と行けない子の問題やPTA役員のなり手等の問題が起きている。
- 教育長 魅力ある学校づくりを推進していく。
- 宮村委員 中学校の完全給食については検討を進めて行くということで良いのか。
- 教育部長 研究は継続して行く。
- 宮村委員 結論は出ていないが、検討は続けているということか。
- 教育長 現在教育委員会としては全校給食が望ましいという結論であるが、最終は市としての判断になる。

## 12. 閉会

午前12時